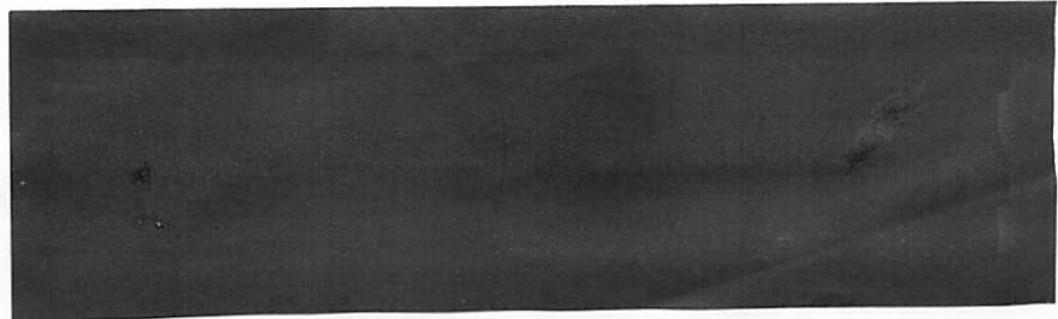


第2陳述書 (被告準備書面及び陳述書への反論)

平成26年11月6日



1. 被告準備書面(7)について

(1) 被告準備書面(7)の1ページの下から2行目において、「当該事案は水濡れ事故であり、数量を数えることは不可能ではないが・・・」と主張していますが、これは当初の被告準備書面の各箇所での「水災事故は水深の深さを測ればそれで良く、特に損害品の数量等の確認は不要」との主張と、正反対の主張に大きく変化してきています。

これは、当然のことながら「損害保険会社としてあるまじき自殺行為にも等しいすさまじい暴論」という原告側の度重なる反論に、さすがに被告側も苦し紛れとはいえ、あまりにも実務とまったく異なる非常識な主張を維持することが不可能と考え、当初の主張と異なる主張を始めたことは明確です。

(2) しかし、さらには墓穴を掘るがごとく、その後に続く記述で「焼損(火災)事故であれば数量を数えることは不可能であり・・・これには原告も否定できない」という、前述の水災事故の暴論を遥かに超える鑑定人制度の成り立ちや存在を否定する主張まで始めました。

これに関しては既に「原告陳述書第2部(甲第23号証の2)」の3ページ目の(3)にて詳細に記述しておりますので、再度熟読していただければ、被告の主張が前述のとおり、「鑑定人制度の成り立ちや存在まで否定する損害保険会

社としてあるまじき自殺行為とも言えるすさまじい暴論」であることは大変良く理解できます。このような「火災鑑定人は火災事故現場で特に詳しい損害調査をする必要は無い」という主張を公開された裁判で行ったということは、今後、日本の損害保険業界全体にも極めて多大な混乱を招くことは必至です。

- (3) 被告準備書面(7)の4行目より、三和鑑定事務所を異常に賞賛する被告発行の機関紙の記事について被告は否定していますが、「原告陳述書第3部(甲第23号証の3)」の5ページ目の(3)のとおり、通常有りえない記事なので私は極めて鮮明に記憶しており、被告発行の機関紙のいずれかに三和鑑定事務所を異常に賞賛する記事が掲載されていたことは間違ひがありません。

それに、被告はその記事について否定するならば最初から否定すれば良いにもかかわらず、当初の被告準備書面では「回答を保留」としており、極めて不自然です。

- (4) 被告準備書面(7)の2ページ目の13行目より、甲第16号証の「悪質鑑定人(鐘ヶ江鑑定人)」に関する論文が被告作成の論文集に至る経緯について執拗に言い訳をしていますが、これは原告第4準備書面4ページ目の4行目のとおり、当時の近藤部長と仲山課長から発表の機会を阻害されたものであり、その阻害内容について時系列的かつ詳細に述べることもできますが、それを長々と記述したところで、何の意味もありません。

なぜならば、鐘ヶ江鑑定人を典型的な悪質鑑定人とした私の論文が結果的に大変素晴らしい論文と被告自身が認めて論文集に掲載し、その結果全国の損害調査担当者から大変素晴らしい論文だと絶賛されたということが結果・事実です。したがいまして、それに至る阻害された経緯を長々と説明したり、被告が執拗にこだわっている私の論文がエントリーした、しないなどという論争は、鐘ヶ江鑑定人を典型的な悪質鑑定人とした私の論文が素晴らしい論文だと全国から絶賛されたという結果・事実に何らも影響もありません。

- (5) 被告準備書面(7)3ページの「4. 「10.」について」はすでに各種書類に

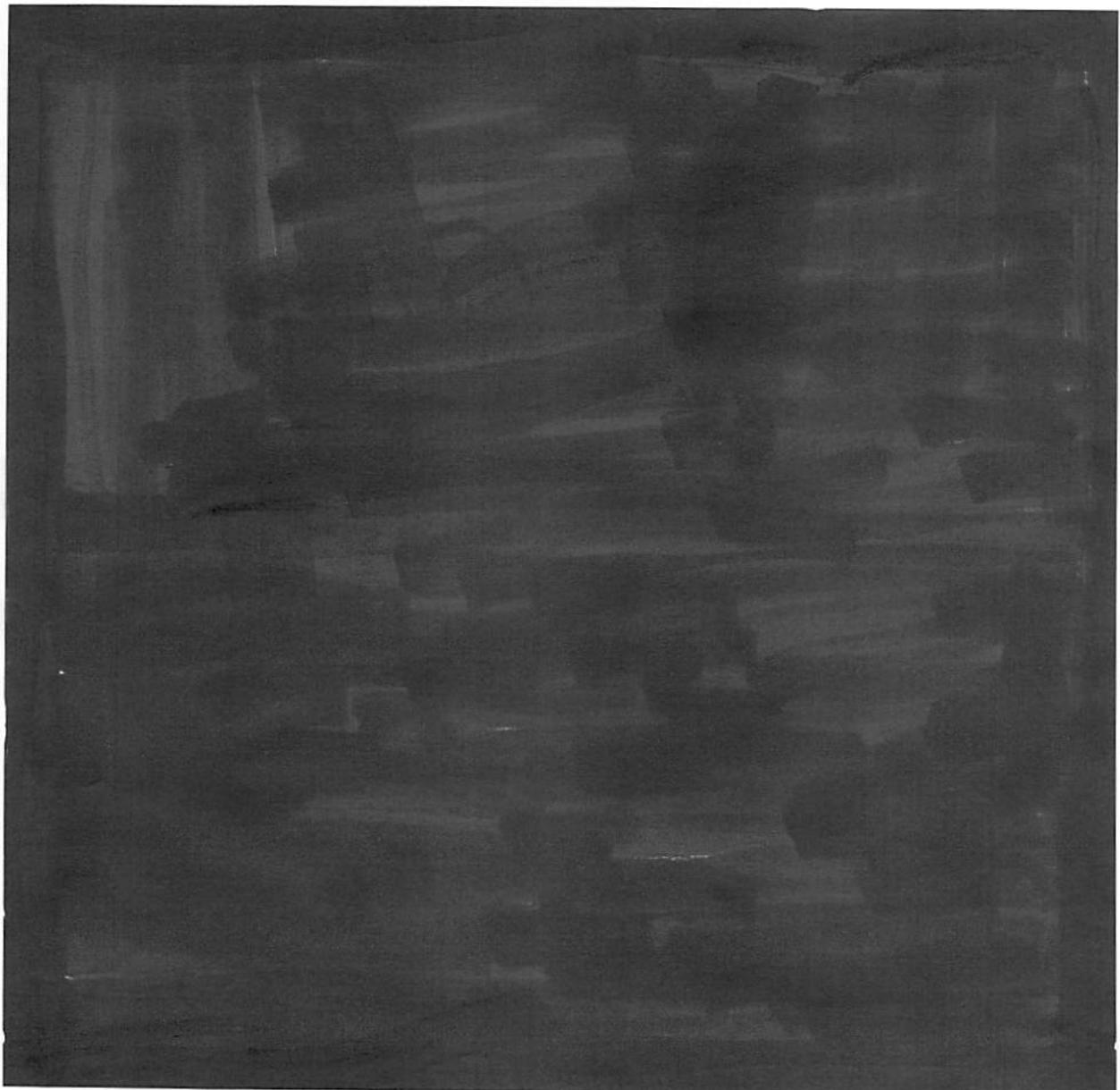
て主張したとおり、否認いたします。

(6) 被告準備書面(7)3ページの14行目以降の久保田課長の言動については、今までの度々の原告側の主張のとおり、被告の主張は事実とは異なります。

「甲第19号証の2」の5ページの<質問4>の「お前のような奴は抹殺してやる」、「今後、人事考課が一生上がらないようにしてやる」という発言は久保田課長が行ったものであり、また、同質問書の4ページの<質問4>の「この鑑定人(鐘ヶ江鑑定人)がどんな鑑定人であろうと、当社に出入り禁止することは絶対にできないことになっているんだ!」という発言も久保田課長が行ったものです。

これらの発言については、鐘ヶ江鑑定人についての1997年(平成9年)6月11日の人事部への説明のために、事前に送付した書類(甲第6号証)の中でもはつきり記述してありますが、後日、「事実調査の結果、このような発言をした上司はいなかった」との回答は被告・人事部より一切ありませんでした。

久保田課長は自分の保身や出世のためなら、どんなことでもする人間であり、鐘ヶ江鑑定人や三和鑑定事務所と癒着すると出世するシステムになっていた被告・三井住友海上の管理職として、部下の中にそれに反する行動をする私に対して自分の保身・出世のために異常な虐待発言をすることなど不思議ではありません。



(8) また、被告準備書面(7)3ページの第2の1において、「久保田課長が被告の人事考課を3類3号から3類2号に1ランクアップさせた」ことからも、久保田課長が「お前を査定部門から抹殺してやる」、「一生昇進できないようにしてやる」のような発言をしていない証拠である旨の主張をしていますが、これは完全に失当です。

久保田課長のあまりにも過酷な異常な三和鑑定事務所の擁護、それに関する私への異常な攻撃に対して、私が「このような行為を続けて私の人事考課を上げずに凍結するのであれば、不当人事として訴訟を起こす」と、はっきり久保田課長に明言したからであり、それを聞いた久保田課長の顔色が変わり、おた

おたしていました。

つまり、久保田課長は「異常に昇進志向の高い人間」であり、部下が労働裁判を起こせば、自分の人事考課に影響を与え昇進に不利になると保身を考えたこと、および、そもそも「陳述書第5部：原告の極めて秀でた多数の能力および実績」の各箇所で記述してあるとおり、原告である私は、大阪でも大変な活躍をしており、部長席等まわりの社員の評価も無視することができず、前述の保身も含めて私の人事考課を1ランクアップさせただけです。その証拠に、3類2号になれば大半の総合職社員が課長に昇進します。それにもかかわらず、ランクはアップしても昇進することはありませんでした。さらにその後「3類1号」という「課長になっていないのはおかしい」というランクになったにもかかわらず、昇進は凍結され続けました。

(9) 被告準備書面(7)4ページの「2. 「(3)」について」の記述は、これまでも原告側書面でも何度も反論した通り、人事記録を「合併したから廃棄したものもある」、「廃棄した年度もあればそうでない年度もある」などということは、被告のような大企業では絶対有り得ません。

合併するのであれば、むしろ、合併前のそれぞれの会社の人事に関する資料は極めて重要な書類であり、廃棄することなど絶対ありえません。

また、「廃棄した年度もあればそうでない年度もある」などという「飛び飛びにまだらに捨てる」などという極めて不自然な廃棄を被告のような大企業が人事関連資料という重要な資料に関して行うはずがありません。

つまり、被告は自分たちに都合の悪い資料を隠しているだけです。^{その証拠}に一例を挙げると、新たに証拠として提出した1996年(平成8年)の「目標チャレンジシート(人材アセスメント表)」(甲27)では、原告の私の人事考課は「実務処理の水準は平均以上」と評価されています。人事ランクが「課長になっていない方がおかしい」という「3類1号」に既になっているにもかかわらず、「平均以上の業務の評価」を受けながら、「独善的である」であるとい

う極めて抽象的な理由で、課長に昇進させないことは、明らかに差別しており、このような原告にとって有利な人事資料を「廃棄したかも知れない」などと言って、被告は卑怯にも隠していることは極めて明確です。

なお、「独善的で常軌を逸している」という記述は、当然のことながら、当時私が鐘ヶ江鑑定人問題で他社の株主総会で質問したりしていることをさしておらず、本来業務とは一切何ら関係の無い事です。

- (10) 被告準備書面(7)4ページの「2. 「(5)」について」の記述によると、人事部の調査の結果、鐘ヶ江鑑定人は問題の無い鑑定人であると原告にも通知したとなっていますが、その中身がまったく不十分で要領を得ないため、甲第19号証の2の質問状を岡田顧問弁護士より送付したにもかかわらず、被告は「回答拒否の通知(甲第19号証の3)」を送付してきたものです。

鐘ヶ江鑑定人に問題がなければ、甲第19号証の2の質問状に被告はきちんと回答して自説の正しさを立証すべきであるにもかかわらず、逆に「質問状を送付するような社員を昇進させないのは当たり前である」と主張することは、被告は何と恥知らずの企業だとあきれ果てるばかりです。

また、「被告が原告を注意したが、原告は聞き入れようとせず・・・・」と記述してありますが、それではなぜ原告を懲戒処分しなかったのかまったく平仄が合いません。つまり、原告の主張が正しいので懲戒処分等の人事処分ができなかったのは明確です。

- (11) 被告準備書面(7)5ページの「2. 「(7)」について」の「原告は課長に昇進すべきであった」ということを立証すべきであるとの被告の主張はまったく失当である。

本件訴訟では、原告をなぜ部長や役員に昇進させなかつたという次元での争いではなく、よほどのことがなければだれでもなれる課長に昇進させなかつたことに争点を置いている訴訟です。

同期入社の総合職男性社員約170名の内、7～8割程度が次長、部長、役

員等の次長以上の役職に昇進し、残り2～3割程度の大部分が課長止まり、さらにごく少數の者が課長代理止まりという実態でした。つまり、課長になった者でさえ「万年課長」として屈辱的な役職であり、ましてやさらにその下の「万年課長代理」など異常に業務能力の無い者として扱われ、周りの目や態度も「月給泥棒」としか見ず、極めて冷たいものでした。

したがって、「万年課長代理が異例」なのであって、当然、なぜ被告は原告を異例の扱いにしたのか立証しなければならないのは被告側であることは自明の理である。それに対してまったく真逆の被告の主張は失当であることは明白です。

2. 陳述書対しての反論

被告が提出した陳述書には、「『課長昇進適齢期』前後の人事考課者にとどめることにした」などの記述がありますが、これには呆れ果てるばかりです。

なぜならば、「課長昇進適齢期」とかけ離れた人間たちの原告に不利な内容を記述してもらえる人間たちまでも無理矢理かき集め、14名もの陳述書を提出しています。これだけの多数の陳述書を提出しておきながら、「できるだけ少なくした」などの記述には、ただただあきれ果てるばかりです。

被告側が提出すべき陳述書は、原告が課長昇進可能な人事ランク「3類3号」になった以降の上司等で、それ以前の、ましてや原告が鐘ヶ江鑑定人のいる大阪に転勤する前の上司や、さらには課長代理にもなっていない時期の上司の陳述書をこれでもか、これでもかと提出するなど、いくら苦し紛れとはいえ、その節操のなさにはただただ呆れるばかりです。

具体的に言えば、牛島昇氏等は、まだ原告が課長代理にもなっていない時期の上司であり、また逆に、黒田潔氏、井上芳典氏、阿部正行氏などは原告が40代半ばも過ぎた「課長昇進適齢期」をとっくに過ぎた時期の上司で、その陳述書は何らの意味もありません。

このように、被告の「『課長昇進適齢期』前後の人事考課者にとどめる」という主張とはまったくかけ離れた人間たちの私に不利な陳述書作成させて書き集め、14名もの陳述書となったもので、その節操の無さにはただただ呆れるばかりです。

その証拠に、平成26年6月2日付の「被告立証計画」の中の陳述書提出予定者の中の「石岡順二」などという人物を私はまったく知りません。どこかの損害調査部長だったようですが、私の上司になったこともなければ、顔も見たことが無くまったく知らない人物です。このように「被告立証計画」を見ても、とにかくなにが何でも、原告の不利な陳述書を書いてもらえそうな人間なら誰でもいいからと、ただがむしゃらにリストアップしたため、「石岡順二」などという原告とまったく縁もゆかりも無い人間まで「被告立証計画」にリストアップしてしまったものであり、被告側の無理押しや混乱ぶりが窺えます。

いずれにしても提出された陳述書の内、証人尋問予定者7名を除く他の7名の陳述書について、以下、3項で述べさせていただきます。

(1) 飯塚徹氏の陳述書(乙第36号証)について

陳述書に記述のとおり、飯塚氏は現在も被告のグループ会社に在籍しているいわゆる現役社員であり、人事権を被告に握られていますので、被告に不利なことを現役社員が陳述書に記述できるはずもなく、現に陳述書に記述されている内容はまったく事実と異なります。

(2) 川辺正夫氏の陳述書(乙第38号証)について

前述のとおり、私が課長代理になる前および課長に昇進できる人事ランクの「3類3号」になる前の上司であり、この陳述書自体に意味がなく、ただいたずらに本件訴訟を混乱させていたるだけの陳述書です。

ただ、さらに補足を述べると、陳述書記述の「専門資料を償却(被告準備書面では「焼却」)した」と記述してありますが、それはどのような書類かもまったく

く具体的に記述されておらず、私自身もまったく記憶にありませんし、それによって叱責されたこともありません。被告準備書面の「20年以上も前のことでの記憶も不鮮明の方々も多く・・・・」との記述のとおり、川辺正夫氏も他の社員の行為を原告が行ったと勘違いしていることは明白です。

(3) 牛島昇氏の陳述書(乙第39号証)について

私が課長代理になる前の上司であり、この陳述書自体に意味がなく、ただいたずらに本件訴訟を混乱させていたるだけの陳述書です。

なお、本陳述書および他の陳述書にも原告が課長代理に1年遅れて昇進したことを強調していますが、これはについては「原告陳述書第1部の3ページの下から2行目」に記述のとおり、「こういう私の性格の(自分が正しいと思ったことは主張する)ですから、課長代理になるまで多少紆余曲折はありましたが・・・・」と記述しています。以下、この「紆余曲折」について多少詳細に記述いたします。

この課長代理に昇進する時期に「原告陳述書第4部：原告の仕事ぶりと能力について」で詳しく記述してあるとおり、原告はパソコン、ワープロなどのいわゆるOA機器の黎明期で、誰も使っていない時代に原告がそれらのOA機器を駆使して事を始めた頃です。しかしながら、パソコン、ワープロなどのOA機器の機能、便利さを知らない上司が多く、それらを駆使していることを褒められるどころか逆に、現在では信じられませんが、「勤務時間中にパソコンやワープロで遊んでいるとは何事だ！」と叱責したり、快く思わない人間が多くいました。

しかしながら、これからはOA機器を使いこなすことこそ業務の能力アップにつながり、その時代が到来することは間違いないと確信(結果的にそれ以上の時代になりましたが)していた私は、上司に叱責されたり咎められてもそれをやめることはしませんでした。そのため、当時の上司の伊藤明彦課長や人事考課担当の小池副部長に睨まれて、課長代理への昇進が1年遅れたので

す。新しいことを始める人間が無理解な人間たちによって阻害されるという世の中によくある典型的な例です。

伊藤明彦氏は、平成26年6月2日付の「被告立証計画」の中の陳述書提出予定者の中に含まれていますが、実際には陳述書を提出していません。

被告準備書面(8)には(被告立証計画の中の)高齢者や体調が良くない人は、今回陳述書を提出できなかったかのように記述してありますが、伊藤明彦はすこぶる健康で、今年の会社のOB会にも参加していました。

そして「俺はもう4代目のパソコンを買ったよ・・・・」と、まるで当時、OA機器を操作している私を虐待したことを暗に詫びるかのように、自分の方から私に積極的に話しかけてきました。健康であるにもかかわらず、被告側陳述書を提出しなかった理由がわかつたような気がしました。

(4) 半田博氏の陳述書(甲第42号証)について

半田博氏は、四国営業本部損害調査部に赴任してきたころは、損害調査部門の経験も浅く、中でも火災新種保険の損害調査についてはそれまで全く経験も知識もありませんでした。

従いまして、四国損害調査部・火災新種課(香川県・高松市)への転勤は、左遷人事での転勤ですから、当然どんなに活躍しようとも、人事考課が良いわけは無く、「陳述書第5部：原告の極めて秀でた数々の能力および実績」の2ページ目の「3. 超人的な損害調査処理能力」とおり、高松時代に大変な活躍をしても人事考課は驚くほど低いものでした。

また、「課長になると豪語し、課長になれなかつたことに憤慨した」と記述してありますが、四国の高松へは「左遷人事」ですから、課長に昇進するはずがないとわかつっていましたし、それらの件も含め半田博氏の陳述書の各箇所の記述はまったく事実ではありません。

それに、私と上司と部下の関係だったのは「平成3年4月から平成4年の3月の1年間」となっていますが、これは明らかに間違いで「平成3年4月

から平成4年の3月の2年間」です。これからも半田博氏の記憶がいかにあいまいでいい加減であるかが良くわかります。

その典型的な証拠として「課長に昇進できなかつたことで1週間ほど無断欠勤したように記憶しています」と記述していますが、これはまったく事実と異なります。被告準備書面(4)の31ページ14行目において、同様のことが記述されていますがこれは、半田博氏のこのあいまいな記憶を基に記述されたものですし、無断欠勤をした証拠を示す出勤簿等の証拠資料も一切提出されていません。

私が1週間も無断欠勤などするはずもなく、その詳細な理由は原告陳述書第7部の湯ページの「9.無断欠勤したという主張について」という欄に記述されています。

それにそもそも、半田博氏はまともに人事考課を行うことのできる人間ではありませんでした。いつも特定の社員をターゲットにして異常にいじめまくるという、今でいう「パワハラ上司」の典型的な人間でした。四国に転勤する前の横浜の損害調査部門に居た頃も、社員をひとりいじめでノイローゼにして退職させているという話も耳にしましたし、四国の高松に来てからもあるベテランのアジャスター(自動車事故専門の鑑定人)をいじめまくって、数か月間の休職状態に追いやったということも耳にしました。

そして、わたしが高松の四国損害調査部に在籍している時も、私と以前から知り合いのA社員を異常にいじめまくり、連日連夜、朝から晩まで呼びつけては怒鳴りまくるという、ひどいパワハラを長期間続けていましたので、A社員がうつ病になるのではないか、自殺するのではないかと毎日大変心配していました。私が高松から本社に転勤にした後も、A社員は高松に残っていたため、その後どうなつただろうと大変心配していました。

そうしたところ、ある日の深夜にそのA社員から突然電話があり、「俺はもうだめだ。半田博部長を殺して自分も死ぬ！」とせっぱつまつた声で言いま

した。驚いた私は、「やめろ！そんなことは絶対やめろ！　お前は自殺しても残った遺族の奥さんや子供は、人殺しの家族として世間から後ろ指を指されて家族全員の一生がだいなしになる。それよりも、休職したらどうだ。おまえはもう課長になっているのだから、重大な懲戒処分でも受けない限り、精神的な理由で休職しても降格になることはない。半田博を殺して自分も死ぬなどという馬鹿なことは絶対やめろ！」と長時間説得しました。そう説得しているうちに、A社員も「わかった。もう一度考えてみる。」と言って、結果的に自殺を思いとどまりました。もちろんそのようなことがあったことは半田博氏自身が知る由もありません。もし半田博氏がこのことを知っていたら、被告側に立って、このような陳述書を提出することなどなかつたでしょう。

(5) 阿部正行氏の陳述書(乙第43号証)について

阿部正行氏は現在も再雇用社員として被告企業に勤務していますので、人事権を被告に握られており被告に有利なことを記述せざるをえません。特に再雇用と言う不安定な身分ではなおさらです。したがいまして、この陳述書の内容をよんでも事実と違うことばかりです。

「独断で鑑定人を出入り禁止にしたことはがありませんが、詳細は記憶にありません」と記述されています。私が独断で鑑定人を出入り禁止にしたことなどありませんので「詳細は記憶にない」ことは当然です。

私はその件については、詳細に記憶しており、「原告陳述書第7部(甲第23号証の7)」の8ページの最後の行より時系列的かつ詳細に記述してあるとおりで、私が独断で鑑定人を出入り禁止にしたことなどありません。これだけ時系列的かつ詳細に記憶している人間と「詳細は記憶にない」人間のどちらの主張が正しいかは議論するまでもありません。

私の人事考課が「Dランクだったことが、自分がそうしたのか人事部で調整した結果そうなったのか知らない」との記述があります。長期欠勤もせず、通常の業務をこなしていた社員が「最低のDランク」などということはありません。

えません。したがいまして、人事部で調整して「最低のDランクにした」ことは極めて明確です。このように、人事部は上司がどのような人事考課をしようが最低のDランクにすると決めていたことの証左であり、本件訴訟での被告の「その時々の上司の人事考課で結果が決まった」との主張は完全に覆されたことは極めて明確です。

また、私について「特別な対応をすべきという人事部や上司からの指示はなかった」と記述してありますが、その必要が無いのは当然です。なぜならば、その時の上司がどのような人事考課をしようが、前述のとおり、結局最終的には会社(人事部)が調整して「最低のDランク」にするのですから、事前にその当時の上司に指示する必要はまったくありません。

(6) 井上芳典氏の陳述書(乙第44号証)について

私が担当して損害調査をして保険金を支払った保険事故案件のなかには、支払額が数百万円はもちろんのこと、数千万円の大口保険事故も多数ありました。それらの案件に関して、損害調査報告書、いわゆる査定報告書をワンプロで完璧に作成してそれに関連資料を添付して支払い決済のために井上芳典部長に回していましたが、あれだけ多数の大口事故の支払決済時に、井上芳典部長から不備を指摘されたり、不明な点を聞かれたりしたことは一度も無く、すべて無条件で支払を承認しました。他の社員の回した査定報告書では、結構いろいろ井上芳典部長が不備を指摘したり、おかしいと言ったりして担当者が呼びつけられていましたが、私の回した決裁書類に関してはそのようなことは一度もありませんでした。というよりも、むしろ私の作成した査定報告書はいつも完璧であり間違いも無いので、むしろ中を詳しく読む必要も無いという感じで、私の書類に関しては、いわゆる「めくら判状態」でした。

平成9年度の私の人事考課が「Dランクであったことを会社から知られました」と記述してありますが、このような書き方をするということは、前

述の阿部正行氏の場合と同様で、結局、会社(人事部)が調整して最低のDランクにしたことはいうまでもありません。

「(最低の)Dランクとしたことに違和感はありません」と記述してあります。私の回した多数のどんな大口事故でも問題なく即刻支払い決済をしたにもかかわらず、このような記述をすることはまったく平仄が合いません。

また、前述の阿部正行氏の陳述書の欄でも記述しましたが、「原告陳述書第7部(甲第23号証の7)」の8ページの最後の行より時系列的かつ詳細に記述してあるとおりで、私が独断で鑑定人を出入り禁止にしたことなどありません。その詳細な記述のとおり、きちんと井上芳典部長の事前承認をもらつた上での行動ですから、井上芳典部長の陳述書にも私が独断で鑑定人を出入り禁止にしたなどとは一切記述されていません。

(7) 村上達夫氏の陳述書(乙第45号証)について

村上達夫氏は、私が鐘ヶ江鑑定人問題で損害調査部門から追放されて配属された東京業務部の上司でした。東京業務で与えられた仕事はすべて業務職の女性からの仕事であり、男性総合職の業務にふさわしいものではありませんでした。

したがいまして、適正な人事考課ができる環境ではなく、この期間の人事考課を議論する意味、つまり、村上達夫氏の陳述書自体が何の意味もありません。

また、東京業務部に転勤した際に、前年度の人事考課を村上達夫氏より「定員外社員なので最低のDランク」と通知されたことは、本件訴訟の他の書類でも度々主張しているとおりで、その事実に間違いはありません。

3. その他の被告準備書面について

被告側のいくつかの陳述書をはじめとして、本件訴訟で提出されている各被告準備書面で、「(鑑定人問題に関連して)原告に人事考課上、特別に不利益な

扱いを行ったり、そのような指示をしたことは特にない」旨の記述が多数箇所でされているがこれはまったく真実ではありません。

今回新たに証拠として提出した近藤正俊氏の陳述書（甲24）を見ても充分不利益な扱いをしていますし、また、同じく新たに証拠として提出した謝罪文（甲28）を見てもそれは原告を異常に監視し、「要注意社員」、つまり「問題社員」として被告・人事部は扱っていたことが立証されています。

謝罪文は、原告が大阪時代に業務を依頼していた三和鑑定事務所以外の鑑定事務所の█████鑑定人ですが、被告はその█████鑑定人に原告の言動を逐一被告に密告するようにスパイさせていたことを証明する資料です。

█████鑑定人は当時被告に依頼されて、大阪の損害調査部の井上課長に、原告の言動を伝えるというスパイ行為を行い、また東京への出張を作つては、被告の本社へも報告に行くという原告へのスパイ活動を被告より依頼されて行っていました。

ある善良な鑑定人が、█████鑑定人がスパイ行為を被告より依頼されて行っているということを通報された私は、█████鑑定人を問い合わせてその行為を認めさせて書かせたのが甲28の「謝罪文」です。

このような行為を行う被告の「(鑑定人問題に関連して)原告に人事考課上、特別に不利益な扱いを行ったり、そのような指示をしたことは特にない」との前述の主張は白々しいばかりであり、真実でないことは極めて明確です。

なお、なぜ█████鑑定人がそのようなスパイ活動をしたのかという理由については、私にスパイ行為を通報してくれた善良な鑑定人によると、█████鑑定人は金銭欲が強く、被告より多額の金銭を提示されてそのような行為に走ったのではないかとのことです。もしそうであれば、被告は不当なスパイ活動に会社の多額の金銭を不正支出したというコンプライアンス違反にもなることは言うまでもありません。

4. 結語

前述のとおり、課長になった者でさえ「万年課長」として平均より業務能力の低いとみなされる屈辱的な役職であり、ましてやさらにその下の「万年課長代理」など異常に業務能力の低い、まさに「月給泥棒」とみなされるほどの「例外的」と言っていいほどの無能力者扱いです。

しかし、被告側の陳述書を見ても、私の業務能力が異常に低いなどの記述はどこにも見当たりません。単に「協調性が無い」、「独善的である」等の極めて抽象的な「苦し紛れの記述」ばかりです。

これらから判断しても、私が課長以上に昇進しても何ら不思議でないことは極めて明確です。

以上